

全教栃木教育新聞

発行
全栃木教職員組合
宇都宮市兵庫塚3-10-30
TEL 028-653-0353
FAX 028-653-1579
http://
www.zenkyotcg.org
E-mail
info@zenkyotcg.org

子ども参加、父母共同の
学校づくりを
長時間過密労働をなくそう
教員免許更新制を廃止せよ

県立高校の産前・産後休暇代替者に常勤教員配置を検討へ！ 長時間勤務やサービス残業を強制することは、パワーハラスメントです！

国家公務員の退職手当約400万円の減額に！

野田佳彦首相は16日に衆議院を解散しました。8月上旬に「近いうちに」と言ってから、3か月が経過してしまいましたが。

この16日には、国家公務員の退職手当を平均で約400万円引き下げる法律が成立しました。両院の審議はこの16日の1日間だけでした。この法案は国家公務員対象ですが、私たち地方公務員にもいづれ適用になるものです。そんな重要な法案が、たった1日で両院を通過する、そんなことがあって良いのでしょうか。これは両院制を否定するものではないでしょうか。

私たちは公務労組連絡会に結集して、署名活動に取り組んできました。他の職員団体に加入しているみなさんも、内容に憤慨し署名に協力されました。こうして集まった署名は全国で8万筆を超えました。

こうした現場の怒りに、県内の他の職員団体はきちんと応えたでしょうか。

義務制の職員団体に加入している先生に、「入会しているメリットは？」と尋ねると、「保険のようなもの」という答えが返ってきました。400万円という大きな財産を何もせず失わせる職員団体に、「保険のようなもの」の機能が期待できますか。

全栃木教職員組合は13日、県教委との正式交渉を行いました。県教委からは、今年度就任した古澤利通教育長が出席しました。前回紹介できなかった折衝の結果もあわせてお知らせします。
ここでお知らせしている県教委の回答を、管理職は順守する責務があることをご理解ください。

組合 県立高校の産前・産後休暇補充には、常勤の教員を配置すること。
教委 財政状況が厳しい。配置は困難である。

組合 このような配置は栃木だけでは無理。財政が苦しいのは栃木だけではないはず。
教委 栃木だけという情報があるなら

いただきたい。(ここまでは10月の折衝での回答)
教委 常勤教員の配置へ向けて検討したい。

希望と納得の人事異動を
組合 希望と納得の原則に基づく民主的な人事を推進すること。再任用者に対しても同様の配慮を行うこと。



馬籠正久全教栃木執行委員長

教委 異動希望の有無に関わらず、配置換えを行うことがあることも理解してほしい。再任用者も同様である。

組合 異動先も含めた異動情報を本人に適宜知らせて合意を得

るようにすること。小中学校教職員に対して、内々で転出先の校名を伝えること。

教委 異動は全県的な視野に立って行われるもので、全員の希望どおりに行うことは困難である。異動先は内示のときに知らせる。

組合 須藤前教育長は異動先を告げていると思っていたようだった。県立で言えて、小中学校ではなぜ言えなくなるのか。教職員課として統一していないのか。

教委 対象者数の多さも関わるので難しいところがある。異動先を言うことによってはどんな影響があるか、考えていきたい。

組合 かつては校名をそれで何の問題もなかった。
教委 校名を内々示すという事例は知らない。



古澤利通県教育長

組合 合併によって通勤距離も長くなっている。検討課題にしてほしい。岩舟中学校の場合は、市町名と校種で校名が判明する。

教委 持ち帰らせてほしい。
組合 公平な昇任を行うこと。指導主事などの登用制度を設けること。

教委 管理職については面接試験、勤務実績などを勘案して、総合的に決定している。指導主事については、地教法に基づいて適任者を任命している。

組合 適任者であるかどうか、どうか、どうやって確認するのか。基準等を公開することで、資質も高まっていくのではないかと。

教委 管理職や市町教委、教育事務所など、現場に近いところできちんと見て、適任者を決めている。

長時間勤務等の強制はパワーハラスメント
組合 パワーハラスメントなどに、精神疾患をなくす施策を講じること。
教委 不祥事解消マニュアルの改訂等を通じて、パワーハラスメ

ントも含めていきたい。精神疾患をなくすためにメンタルヘルスを総合的に展開している。今後も検討を加え、事業の充実にも努めていきたい。

組合 パワーハラスメントの実態把握は行っているのか。この問題は教職員の労働条件とも言える。衛生委員会を活用することはどうか。

組合 福祉振興会の冊子もパワーハラスメントを取り上げています。「無自覚なパワーハラスメントに注意」として、「長時間勤務やサービス残業を強制」することもパワーハラスメントとしてとらえている。この冊子のとらえ方でよいのか。

教委 パワーハラスメントの具体的な数字はつかんでいない。長時間勤務やサービス残業については、冊子のとらえ方でよい。

組合 傷病休暇及び生理休暇取得をすすめること。
教委 小中学校については、市町教委と連携を図っていきたい。県立学校ではできるだけ取得しやすい環境を整えるよう、校長会等で指導を行っているところである。

※県教委は口頭による回答です。

教職員評価について 組合と協議を

組合 「CEART勸告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。賃金リンクは行わないこと。

教委 人材育成と能力開発に重点をおいた制度になっている。意欲や努力が適正に評価されるよう、適正な運用を図っているところである。

組合 「CEART勸告」では「教員団体の代表が参加する不服(異議)申し立てに関する共通の合意を追求すること。さらに、その手

続きはすべての教員に完全に周知されなければならない。「雇用当局が昇給とボーナスに関わる業績評価制度の今後の設計と実施を、教員を代表するすべての教員団体との誠実な協議と合意のもとで行うよう、すぐに措置をこうじるべきである」と勧告する」としている。

教委 目的や趣旨に適合するよう、管理職には指導している。さらにも定期的な管理職に対する説明会や研修を実施するなどして、引き続き公平、公正な評価になるよう配慮をしていきたい。

組合 教職員評価や表彰などによる、

組合 「CEART勸告」は教育委員会にも発せられているものである。検討をきちんと行ってほしい。

教委 は、目的や趣旨に則り、公平、公正並びに被評価者が納得できるような評価とすること。

組合 教職員一人一人報償的な人事や研修を行わないこと。

教委 教職員一人一人の能力や勤務意欲の向上に役立つシステムとして実施している。能力や適性についても把握することになるため、年間の教育活動を客観的に総合的に評価したものになる。個々の教職員の経験や特性を生かし、適材を適所に配置したり、校内人事等で有効に活用していくことは、学校教育力の向上につながるものと捉えている。また研修、表彰制度に連動させることについては、教職員の資質向上のためにも適切に対応していきたい。

組合 採用試験の受験年齢を引き上げること。

教委 年齢構成のバラツキを是正することが必要になってきており、年齢制限の引き上げについては、局内の検討部会において検討しているところである。

組合 採用試験の受験年齢を引き上げること。

教委 年齢構成のバラツキを是正することが必要になってきており、年齢制限の引き上げについては、局内の検討部会において検討しているところである。

組合 臨時、非常勤教員の負担とならない採用試験制度にすること。一次試験は1日で行うこと。適性検査を行わないこと。

日を週休日に実施している。一次試験については、学力試験と集団面接を実施しており、どちらか1つを割愛するわけにはいかない。この2つの試験を1日で実施するのは、物理的に不可能である。適性検査については、標準化された信頼性の高い検査を実施している。教職員としての適性を十分見極めるために、検査の結果を参考にしたいと考えている。

組合 受験した年によって、評価が大きく異なっている場合がある。教員の面接委員は、特に職務遂行能力をきちんと見てほしい。「参考」として不透明であり、プレッシャーになっているのではないかと。

教委 現場での能力、資質の向上が見られないということがあるならば、確かに完全な制度はあり得ないが、検証と改善を進めていかなければならないと思う。

組合 常勤の臨時教員給与は2級を適用するとともに最高号給を引き上げる。このことについて文科省の方針を確認すること。

教委 職名とその職務は学校教育法に明記されているので、教諭とすることはできない。文科省にも確認は取っている。給与については、再任用者と同額になっている。引き上げや2級適用は困難である。

組合 労働基準法第15条に基づく労働契約書を手交するとともに、法規や規則に基づいた労働条件を守ること。

選考を実施した。

組合 任用期間が1年未満の場合でも前歴換算を行うこと。

教委 号給の調整は、1年の勤務につき4号給の調整を行うこととしている。後から採用された者の給与が、先に採用された者の給与より高くなることについてはならないので調整は行えない。

「教職員と選挙」について、全教が文科大臣に申し入れ!

教職員は「一切」の選挙運動を行ってはならず、処罰の対象になる…。少なくない先生方がこんなふうに思っているのではないのでしょうか。

全教は21日に田中真紀子文科大臣に宛てて、以下のような申し入れを行いました。

文部科学省は、この間、国政選挙などのたびに「教職員等の選挙運動の禁止等について」と題する通知を各都道府県教育委員会ならびに指定都市教育委員会の各教育長宛に発し、これまでの通知では、憲法はもとより、1954年の教育公務員特例法「改正」時の政府答弁や人事院規則14-7(政治的行為)の運用方針等になんら言及することなく、あたかも教育公務員は政治活動の一切が保障されていないかのように描き出しています。これは、法令にも抵触していない正当な政治活動を抑圧し、憲法に保障された基本的人権をないがしろにするものです。

〔略〕
日本の公職選挙法は、諸外国に比べ選挙活動に関する市民的権利を異常なほど制限しており、とりわけ教育公務員の選挙運動については、その他の法令によりさらに一定の制約を設けています。しかし、特別に教職員に対し刑罰によって禁止しているのは、「児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用」した運動だけです。

すべての国民には、主権者としての重要な権利として政治活動の自由に関する保障がなされており、教育公務員といえどもその例外ではありません。憲法が保障する政治活動の権利を擁護する立場から、以下のことについて申し入れます。

記

1. 憲法に保障された教職員の権利を制限・抑圧する「通知」を撤回すること。
 2. 文部科学省として、憲法で保障された教職員の正当な政治活動の自由を保障する立場に立った行政を行うこと。
- 以上

※教育公務員特例法では、国家公務員並みに「政治的行為」が制限がされていますが、刑罰の対象にはなりません。

教委 今年度の試験から、講師等の経除するなどの二つの特別

組合 今年度の試験から、講師等の経除するなどの二つの特別